一般廃棄物処理業許可申請に関する手引き

平取町外2町衛生施設組合

令和3年７月改定版

内容

[１　一般廃棄物処分業とは 2](#_Toc76374283)

[２　申請の種類 2](#_Toc76374284)

[３　申請に必要なもの 3](#_Toc76374285)

[４　申請に関する諸注意 4](#_Toc76374286)

**１　一般廃棄物処分業とは**

　一般廃棄物処分業とは、収集運搬業と処理業の２種類の業種を指します。それぞれ別の許可申請となっていますので、ご注意願います。法律上では、次のとおり定められており、平取町外２町衛生施設組合が管轄している地域の許可申請を審査しています。

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律より抜粋＞

**第七条第1項（収集運搬業）**

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

**第七条第６項（処理業）**

　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

※無許可で業務を行った場合は法律により罰せられることになります。（五年以下の懲役もしくは、１０００万円以下の罰金またはこの併科）

**２　申請の種類**

　　申請については、次の５種類に区分されます。

１　新規許可　２　更新許可　３　変更許可　４　再交付　５　廃止

１　新規許可申請

新たに許可を受ける場合に必要な申請です。なお、個人業者が法人を設立した場合、これまでの法人を廃止して新たに法人を設立した場合、許可期限を過ぎて申請する場合なども新規許可申請となります。

２　許可更新申請

許可期限満了後も引き続き業を行う場合に必要な申請です。申請の受付は、許可期限の1ヶ月前から行いますので、遅くとも許可期限の１０日前までに申請をして下さい。

３　変更許可申請

事業の範囲を変更する場合に必要な申請です。

※車両等が変更になった場合は、変更許可申請は不要です。代わりに一般廃棄物収集運搬車両届出書を提出してください。

　４　許可証再交付申請

　　　許可証の亡失等による再交付に必要な申請です。

５　廃止申請

　　　事業を何らかの理由で廃止する際に必要な申請です。

**３　申請に必要なもの**

　１　申請の種類に応じた申請書（別記様式第5、6号、9号、10号、12号のいずれか）

　２　最新の定款及び登記謄本（個人の場合は住民票の写し）

　３　宣誓書（欠格事由に該当しない旨の宣誓※申請書一式内に様式あり）

４　従業員名簿（任意様式）

５　事業計画書（申請書一式内に様式あり）

６　収集運搬車両届出書（処分業にあっては、移動式の物のみを記入）

７　使用車両に関する書類【車両写真（前後横）、車検証の写し（リース契約の場合はその契約書）

８　処理施設の概要（処理業の許可のみ）

９　その他、公的機関より発行されている廃棄物の取り扱いなどに関する許可証等の写し（例　産業廃棄物収集運搬課程の修了書など）

10　申請手数料

|  |  |
| --- | --- |
| 新規許可 | １０，０００円 |
| 変更許可 | ７，０００円 |
| 許可更新 | ７，０００円 |
| 再 交 付 | ２，０００円 |

※廃止申請は無料です。

**４　申請に関する諸注意**

1. 許可申請書を提出するときは、「押印の有無」｢添付書類及び図面の有無｣等を確認し、大きい図面等は、許可申請書と同じ大きさに折り込んで下さい。
2. 申請書類等に不備、不足があった場合には受付できないことがあります。
3. 許可申請書受付のときに、次の申請手数料を納入していただきます。なお、納入された手数料の返還はできません。
4. 申請受付時間

月曜日～金曜日　午前８:３０ ～ 午後１７:００

1. 平取町外２町衛生施設組合に廃棄物を搬入する場合は、併せて直接搬入事業所登録が必要になることがありますのでご注意ください。